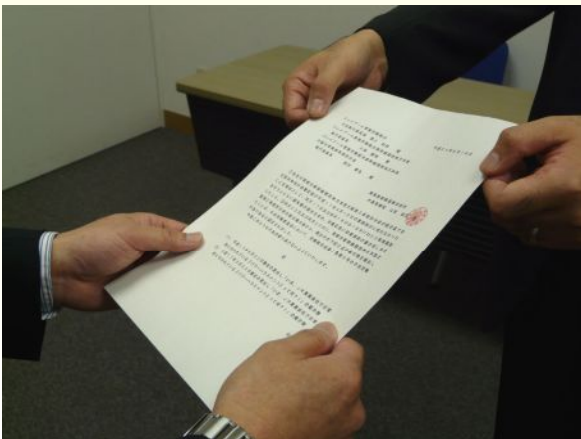


謝罪文手交!

本日11時、関西L行政訴訟の最高裁決定に基づき、本部・本社間で謝罪文の手交を行いました。冒頭、淵上委員長は「昨日の手交をめぐる会社のやり方は反省の色を示さず一方的だ。我々は認めていない。改めて謝罪の意を示せ」と抗議しました。会社は、社長が自ら出ることなしに代理（石原担当課長）を立てたり、謝罪文すら読み上げませんでした。全く謝罪の意はありません。



平成24年6月19日

ジェイアール東海労働組合
中央執行委員長 淵上 利和 殿
ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博 殿
ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部
大阪台車検査車両所分会
執行委員長 西村 泰弘 殿

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役 山田 佳臣 印

①当社が貴組合新幹線関西地方本部大阪第三車両所分会の組合員である笹田伸治分会書記長が平成17年3月16日の業務指示に従わなかったことを理由として、同月17日及び同月18日の1日半にわたり事情聴取を行うとともに顔末書の提出を求め、同書記長に就業規則の書き写しを命じたこと、②同月22日及び同月23日に、貴組合新幹線関西地方本部大阪第三車両所分会の組合掲示板から、掲出中の下記2点の掲示物を撤去したことは、中央労働委員会において、労働組合法第7条第3号の不当労働行為であると認定されました。

今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

(1) 平成17年3月22日撤去の見出し「いま、JR東海会社で日常的に行われている『パワー・ハラスメント』って何?!」の掲示物
(2) 平成17年3月23日撤去の見出し「いま、JR東海会社で日常的に行われている『パワー・ハラスメント』って何?!」の掲示物

以上

会社は真摯に反省し、不当労働行為をやめろ!